

武家文書を読む 解答編

史料1 天正二十年（一五九二）徳川家康知行宛行朱印状

〔旗本加藤家文書No.1〕

武藏国比企郡

之内、千六百六拾

九石壱斗貳升

并上総国内三百

参拾石八斗八升

合貳千石之事、

右山林川共、永可

令知行者也、仍如件

天正廿年

二月朔日（家康朱印）（印文「福德」）

加藤 （喜） 勲助とのへ

可有開發新田事

（発）
御判

合壹町也

右以自力新發之上、

為寺領重而 御判

申請可進候者永

國家安全之精誠并

（當）
當所豊饒之祈願

不可怠慢者也、仍如

件

慶長六年 伊奈備前守

丑卯月十日 忠次書判

窪田村

実相坊

※「重而」の下が不自然に空いているのは、「闕字（けつじ）」という文中の敬意表現の一つで、「（將軍の）御判」に敬意を示すために語句の前を一字空けている。ほかに、敬意を示す語句を行頭に置く「平出（へいしゅつ）」、行頭を一二字上に出す「擡頭（たいとう）」がある。